

氏 名	イ スウ チョル 李 秀 澈
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 93 号
学位授与の日付	平 成 12 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 経 済 政 策 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	環 境 補 助 金 の 理 論 と 実 際

論文調査委員 (主 査) 教 授 植 田 和 弘 教 授 吉 田 和 男 教 授 塚 谷 恒 雄

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、経済主体に環境配慮や環境技術革新を動機づける環境政策手段としての環境補助金の機能と役割について理論的・実証的研究を行い、再評価を試みた意欲的な労作である。本論文は、各章の概要をまとめた序章と結論を述べた終章を除いて、7つの章と1つの補論から構成されている。

第1章「環境補助金の理論と汚染者負担原則」では、まず他の環境政策手段との比較分析の結果として、環境補助金の通説的理解が確認される。その上で、通説と異なり、固定費の存在、基準排出量の調整、そして技術革新を促し普及させる効果に着目すれば、環境補助金が長期においても最適汚染水準を効率的に達成する手段になりうる可能性や条件があることが示される。さらに、現実の環境補助金は、ピグー的補助金だけでなく、政策金融、租税特別措置、直接補助金など多様な形態で行われていることをふまえて、各補助金が環境政策の費用負担に関する基本原則たる、汚染者負担原則に抵触する程度を、定量的に評価している。この結果をもとに、環境問題の新しい性格をふまえるならば、環境補助金を評価する際に、従来から重視されてきた分配的側面に加えて、短期・長期の汚染削減効果や技術革新誘導効果を総合的に考慮すべきことが示唆される。

第2章「日本の環境政策の展開と企業の対応」では、日本の環境政策の形成と展開の過程を分析し、それに対応した企業の環境対策に焦点を当て、日本が高度成長期に産業公害問題を克服しえた要因を、実証的に検討している。その結果、日本の高度成長期における産業公害の克服には、国や自治体による厳しい公害規制政策が相当の役割を果たしたものの、そうした規制を可能にするために直接規制とパッケージにして産業政策的手法が活用されたこと、特に企業の公害防止投資を促した多様な環境補助金の存在も大きかったことが明らかにされる。

第3章の「日本の環境補助金と技術」では、日本で行われた環境補助金の実態を詳細に調査し、「直接規制+直接補助金+政策金融」の政策パッケージが日本の環境技術革新に与えた効果と要因が考察される。日本の環境補助金は、主に特定の施設や技術に限定した補助金支給方式であり、この方式は一面で終末処理技術や関連装置の普及には貢献した点で意義は認められるものの、クリーナー・プロダクションなどの新しい環境技術を育成する刺激が弱いという限界を持つことが解明される。

第4章「日本の財政投融资と環境補助金」では、環境補助金のうち、特にその規模や独特な運用の仕組みで注目されてきた、財政投融资による政策金融の実態が財投機関別に、企業規模別に、さらに国際的な比較も加えて詳細に分析され、その機能と問題点が解明される。財政投融资手法による政策金融のもつ環境補助金的機能や企業の公害防止投資に与えたインセンティブ効果が、弾力性分析などから定量化される。租税特別措置の公害防止設備投資に対する影響が棄却されたのに対して、政策金融の融資規模が投資に与えたインセンティブ効果が最も大きく現れ、政策金融の長期安定的な投資資金調達源としての役割が、結果的に厳しい規制に備えて大規模な公害防止投資をせざるを得なかった企業に、投資への少なくない誘因を与えたことが示唆される。

第5章「韓国の環境賦課金制度」では、韓国で実施されている4つの環境賦課金制度の仕組みと運用実績が、ヨーロッパ諸国における類似制度のそれと比較しつつ検討される。韓国の環境賦課金制度は賦課料率が低く、汚染を抑制するインセンティブ効果はきわめて限られているものの、国の一般財政による財源調達能力の弱い下では、環境対策のための財源調達機能が貴重であると評価される。また、環境賦課金制度の運営を通じて、直接規制時代には不十分であったモニタリング機能をはじめとする汚染抑制の人的・技術的レベルが向上し、汚染者側の対応もより洗練されるという副次的効果があることも指摘される。

第6章「韓国の環境補助金制度—財源調達および配分の仕組み—」では、自ら実施した韓国における主要企業の環境経営及び環境投資動向調査の結果を参考にしつつ、韓国における環境補助金の資金配分の仕組みと技術革新を誘導する効果的な使途のあり方が考察される。環境賦課金制度が発達しているヨーロッパや、財政投融资資金や一般財政から賄った日本と比較して、財源調達能力の弱い韓国では環境補助金の役割も限定されており、技術開発誘導機能も脆弱であることが指摘される。

第7章「環境政策の公共選択」では、環境政策手段が現実の政策として選択される際には、各政策手段の持つ効率性よりも分配的側面が重視されることに注目し、各政策手段が経済主体の所得分配や厚生水準に及ぼす影響の経路と程度が分析される。産業界の影響力が相対的に大きい日本では、直接規制とその遵守に要する汚染者側の費用負担を軽減させる環境補助金の組み合わせが、産業界と環境団体の影響力がともに大きいアメリカでは、新規汚染者の犠牲の大きい制度が導入され、環境団体の政治的影響力がより優勢なヨーロッパでは、環境税導入に対する政治的コストが低くなることが、モデル分析の結果から見出される。税と補助金が適切に組み合わせられる場合、汚染者と汚染被害者のうち一方の所得分配に不利な影響を与えることなく、他方の厚生水準が改善される手段となることが示され、環境政策手段が実際に選択されるためには、政治的容易性を考慮した政策デザインが必要であることを指摘して結論としている。

補論の「地球環境問題と韓国の環境・貿易政策」では、環境関連国際条約や先進国の一方的な貿易規制措置が、韓国の産業及び貿易に及ぼす影響が考察される。先進国と途上国との利害対立に挟まれている韓国の場合、短期的に成長の犠牲があっても地球環境保護を重視する政策に転換すると、長期的には企業の環境技術革新投資を刺激し、環境親和的産業構造を促進する効果が期待されることが示される。

論文審査の結果の要旨

従来の環境経済・政策研究においては、環境補助金は、長期的には当該産業分野への企業の参入を促し、結果として汚染物質の排出を増加させること、また、環境政策における費用負担の原則たる汚染者負担原則に抵触するとされたことから、理論的には他の環境政策手段に劣るとされてきた。にもかかわらず、現実には最も多用されている政策手段であることに着目した著者は、環境対策についての政策金融、租税優遇措置、直接補助金を素材に、徹底した実態調査と統計分析、詳細かつ、一次資料を駆使した総合的研究を行い、環境補助金の類型、機能、財源調達問題、政策体系上の位置づけを解明し、今後の環境経済・政策研究の基礎となるべき成果をあげた。このことは、本論文の基本的特徴であり、貢献である。

研究の成果として評価しうる諸点を示せば、次のようになる。

第1に、日本の環境政策の形成と展開の過程を、特にそれに対応した企業の環境対策に焦点を当てて、綿密な資料収集と丹念な聞き取り調査を通じて分析し、日本の高度成長期における産業公害の克服には、国や自治体による公害規制が中心的役割を果たしたものの、そうした規制を裏打ちするべく企業の公害防止投資を促す多様な環境補助金を、直接規制とパッケージにする産業政策的手法が活用されたことに特徴があり、そのことが対策が急速な効果を上げた要因でもあったことを解明したことは、環境政策の国際比較の視点からも貴重な学術的貢献であり、高く評価できる。

第2に、現実の環境補助金が、理論上想定されるピグー的補助金だけでなく、政策金融、租税特別措置、直接補助金などの形態があることを詳細な実態調査をふまえて示し、各補助金の汚染者の汚染防止費用に対する補助割合を定量化することで、その多様性の経済的意味を見出したことは、多様な補助方式の機能を多角的に論ずる上での基礎的知見を与えたものとして、貴重な学術的貢献である。

第3に、固定費の存在、基準排出量の調整、そして技術革新・普及効果を勘案すると、環境補助金についての通説的理解

とは異なり、環境補助金が長期においても最適汚染水準を効率的に達成する手段になりうる可能性や条件があることを示したことである。環境補助金を評価する際に、従来から重視されてきた分配的側面に加えて、多面的な評価の必要性を指摘したものである。

第4に、財政投融资手法による政策金融のもつ環境補助金の機能や企業の公害防止投資に与えたインセンティブ効果について、弾力性分析を用いて定量化し評価を与えたことである。その結果、投資に与えたインセンティブ効果が最も大きく現れたのは政策金融の融資規模であり、規制に対処するためには大規模な公害防止投資をせざるを得なかった企業に、相対的に大きな誘因を与えたことが実証されたことは、日本の環境補助金の政策的及び分配的機能を考える上で興味深い知見であり、貴重な学術的貢献である。

第5に、韓国環境賦課金制度について詳細な実態調査や実質的な賦課料率の計算を基に、賦課金制度が汚染削減のインセンティブ機能よりもむしろ、一般財政が逼迫している下での環境補助金のための財源調達機能や、環境管理システムの整備を促す副次的機能が評価されるべきであるとの指摘は、環境政策手段の選択問題に関する議論を豊富化させるものであり、貴重な学術的貢献である。

第6に、政策手段のミックスによって利害関係者への分配面での影響が変化することをふまえるならば、ある環境政策手段が現実の政策として採用される際には、産業界及び環境団体の力関係によって実際に選択される政策手段が異なることを、簡単なモデル分析を用いて示したことは、環境補助金が単一の政策手段としてよりも他の手段とミックスされるときに独自の調整機能を発揮することが示唆されており、興味深い。

本論文は、研究対象の問題設定についても理論的実証的研究の方法論としても開拓的な研究であるだけに、今後の研究の発展方向として取り扱われるべき諸点を指摘することができる。まず、財政投融资は定義からして補完的融資の位置づけなので、公害防止投資への動機付けについての全体のメカニズムが説明される中で環境補助金の機能が再定式化されるべきであろう。また、財政主導型環境対策が困難になる中での環境補助金の財源調達のあり方についても検討の余地であろう。

しかしながら、かかる残された課題は、著者が本論文で解明し、今後の環境経済・政策研究の共通の基礎になりうる貴重な成果を何ら損なうものではない。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値のあるものとして認める。なお、平成12年2月23日論文内容と、それに関連した試問を行った結果合格と認めた。